

「令和6年度包括外部監査の結果報告書」に対する愛知県の見解

テーマ1：官民連携について～PFI事業と指定管理者制度併用施設～

報告書	愛知県の見解
第1 官民連携（P6～55） P51 (1) 政策顧問と県との間で文書による契約書を締結しなければならない【指摘】 県では、愛知県政策顧問設置要綱を定めて、政策顧問を委嘱している。独任制の機関であっても附属機関に該当しうると考えるが、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求めるに過ぎないものは附属機関ではないと考える本監査人の立場（前8(9)ア）からは、「専門的な立場から、知事に助言または提言を行う」（同設置要綱第2条）ことを職務とする政策顧問が、附属機関に該当するとまでは認められない。 ヒアリングの結果、政策顧問は、地方公務員ではなく、「一私人」であるとのことであった。しかし、愛知県国際展示場と愛知県新体育館の事業に関連する政策顧問の活動は、守秘義務の規定もない要綱に基づき、「一私人」では知り得ない県の情報を入手し、「知事に助言または提言を行う」という要綱の規定にもかかわらず、知事ではなく県の担当職員に直接助言し、ときには指示を与え、提言し、県はこれを意思決定の参考とし、とり入れた。 地方公務員法の公務員に該当すれば、地方公務員法第34条第1項の守秘義務を負う。県の顧問である弁護士は、刑法第134条第1項、弁護士法第23条等に基づく秘密保持義務を負う。しかし、「一私人」にはこれらの義務は課せられない。特別職の地方公務員に該当しても、当然には守秘義務を課せられない（地方公務員法第4条第2項）。知り得た情報を自己の利益に利用することを防止する方法もない。	- 政策顧問に対して、事前に要綱を提示・説明した上で、意向を確認し就任を委嘱しているため、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則（民法第522条、第643条）に基づき、委任契約は成立しており、政策顧問は準委任契約に基づく善管注意義務（民法第644条、第656条）を負っている。 - 政策顧問が県政への助言・提言を行うため、県の情報の提供を受けることや、知事だけでなく、知事の命を受けて職務に従事する県職員に直接助言することは、顧問の活動上、予め想定されていることである。 - なお、政策顧問はあくまで県への助言・提言を行うのみであり、県職員に指示を与えることはない。 - 政策顧問からの助言・提言は、事業・施策を推進する上での参考とするものであり、事業・施策に反映させるかどうかの判断は県側に委ねられている。また、助言・提言を県の判断に基づき、あくまで意思決定の「参考」とすることは、政策顧問を活用する目的そのものである。 - 現時点においても、県の情報の漏えい及び顧問による情報の自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務（準委任契約に基づく善管注意義務）は成立しており、政策顧問が善管注意義務に違反すれば、民法第415条に基づき、民事上の損害賠償責任などが発生する。

報告書	愛知県の見解
一私人に過ぎない者に政策顧問を委嘱するのであれば、県の情報を漏えいしないこと、県の情報を自己使用しないこと、これら漏えいや自己使用に対して県が損害賠償請求や解任・解除することができる規定等を盛り込んだ委託契約書等を締結したうえで、知事に対する助言等の要綱（契約締結後は契約内容）に沿う活動に限定するよう、直ちに改善する必要がある。	・ 地方公務員や弁護士に対しても、情報の自己利用を事前に防止する手段はなく、守秘義務に違反した際に制裁を科し、事後的な手段で情報の自己利用を防止している点は、政策顧問と同じであり、政策顧問のみが、「情報の自己利用を事前に防止する手段がない」というのは、事実誤認である。 ・ なお、政策顧問自身も守秘義務を負っていると認識しており、これまで、政策顧問による情報漏えいなどの問題が発生した事例もなく、業務上知り得た情報の秘匿など、情報管理は適切に行われている。 ・ 守秘義務を明文化することを否定するものではないが、「一私人に過ぎない者に政策顧問を委嘱するのであれば、県の情報を漏えいしないこと、県の情報を自己使用しないこと、これら漏えいや自己使用に対して県が損害賠償請求や解任・解除することができる規定等を盛り込んだ委託契約書等を締結したうえで、知事に対する助言等の要綱（契約締結後は契約内容）に沿う活動に限定するよう、直ちに改善する必要がある。」との本文の記述は、現状でも民法に基づく準委任契約が成立しており、政策顧問が善管注意義務を負っているという事実、また、政策顧問の活動内容が要綱で予定されている活動に即したものであるという事実を無視したものであり、理解しがたい。 ・ 総じて、本文の記述は、民法上の規定や客観的な事実、制度そのものの趣旨を無視し、県と政策顧問との間で委任契約は成立しておらず、政策顧問が守秘義務を負っていないとの誤認を与えるものである。

報告書

これに対する県の反論は次のとおりである。

県は、政策顧問に対して、事前に要綱を提示・説明した上で、意向を確認し就任を委嘱しているため、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則に基づき、委任契約は成立しており、政策顧問は準委任契約に基づく善管注意義務を負っている。また、政策顧問が県政への助言・提言を行うため、県の情報の提供を受けることや、知事だけでなく、知事の命を受けて職務に従事する県職員に直接助言することは、職務遂行上、予め想定されていることである。なお、政策顧問はあくまで県への助言・提言を行うのみであり、県職員に指示を与えることは無い。また、政策顧問からの助言・提言を県の事業・施策に反映させるかどうかの判断は県側に委ねられている。助言・提言の内容は県で吟味した上で、取り入れるべきものは取り入れ、そうでないものは取り入れていない。全ての助言・提言を当然に取り入れている訳ではない。

現時点においても、県の情報の漏えい及び顧問による自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務（準委任契約に基づく善管注意義務）は成立している。また、政策顧問自身も守秘義務を負っていると認識しており、業務上知り得た情報の秘匿など、情報管理は適切に行われている。なお、普段の自由な活動から得られた知見を基に、県政への助言・提言を行ってもらうことが政策顧問を活用する目的であるため、顧問の活動を厳格に管理することは制度の趣旨に馴染まない。

P52 上記の県の反論でも、委任契約が成立しているのか準委任契約が成立しているのか、定まらないのであるから、仮に契約が成立しているとしても、契約内容についてはそれ以上に不明瞭である。また県は、「普段の自由な活動から得られた知見を基に、県政への助言・提言を行ってもらうことが政策顧問を活用する目的であるため、顧問の活動を厳格に管理することは制度の趣旨に馴染まない」として情報管理を県において適切に行うことを想定していない。そうであればなお、法律関係を契約書の形式で明確に定め、情報管理を適切に行うべき義務を顧問に負わせなければならない。

愛知県の見解

- ・ 「委任」は法律行為を委託すること、「準委任」は法律行為でない事務を委託すること、という理論的な違いがあるとされるが、法律的には準委任は委任の規定を準用するという条文が一つ（民法 656 条）あるだけである。また、代表的な民法の解説書である「新版注釈民法 16 卷」では「法律行為の有無によって委任と準委任とを区別することは、わが民法の適用上特別の実益はない。……取引上の用語においても、委任と準委任を区別しないのが実情である。」（217 頁）、「準委任も委任には変りがない。」（301 頁）といった解説が示されている。
- ・ 委任と準委任について、法律上の大差はなく、取引上の用語においても、委任と準委任とを区別しないのが実情であるため、使い分けを行っていないだけである。
- ・ その上で、県と政策顧問との間には、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則（民法第 522 条、第 643 条）に基づき、委任契約は成立していること、また、政策顧問の役割である助言・提言が法律行為に該当しないことは一義的に明白であり、敢えて区分すれば準委任（民法第 656 条）であることは明らかである。また、政策顧問に求める職務を始め、契約の内容は要綱により確定している。政策顧問は、守備範囲を制度的に限定せず自由な立場で大所高所から助言・提言をしてもらう立場であり、「県政の様々な課題に対して専門的な立場から助言・提言を行う」ことが準委任の内容である。本文の記述は、民法上の規定や客観的な事実を無視したものである。
- ・ 前述のとおり、県の情報の漏えい及び顧問による情報の自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務（準委任契約に基づく善管注意義務）は成立しており、政策顧問が善管注意義務に違反すれば、民法第 415 条に基づき、民事上の損害賠償責任などが発生する。また、情報の自己利用を事前に防止する手段はなく、守秘義務に違反した際に制裁を科し、事後的な手段で情報の自己利用を防止している点は、地方公務員や弁護士と同じである。

報告書

このような指摘に対し、県はさらに次のように反論する。

委任と準委任について、法律上の大差はなく、取引上の用語においても、委任と準委任とを区別しないのが実情であるため、使い分けを行っていないだけである。

その上で、県と政策顧問との間には、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則に基づき、委任契約が成立していること、また、政策顧問の役割である助言・提言が法律行為に該当しないことは一義的に明白であり、敢えて区分すれば準委任であることは明らかである。

なお、政策顧問に求める職務を始め、契約の内容は要綱により確定しており、政策顧問は、守備範囲を制度的に限定せず自由な立場で大所高所から助言・提言をしてもらう立場であるため、「県政の様々な課題に対して専門的な立場から助言・提言を行う」ことが準委任の内容である。

県の情報の漏えい及び顧問による情報の自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務（準委任契約に基づく善管注意義務）は成立している。また、情報の自己利用を事前に防止する手段はなく、守秘義務に違反した際に制裁を科し、事後的な手段で情報の自己利用を防止している点は、地方公務員や弁護士と同じである。

委任か準委任かについて、敢えて区分しなければ準委任契約と言えない現状こそが問題である。また、アドバイザー業務委託契約その他の契約が排除される理由も不明である。県は、県の情報の漏えい及び顧問による情報の自己使用を防止するための政策顧問の守秘義務（準委任契約に基づく善管注意義務）は成立していると繰り返し主張するが、なぜ、それ以外ではなく準委任契約が成立しているとするのか、これまでの意見交換会（【図表 1－1】参照）で一度も法的根拠が示されていない。情報の自己利用の防止は、地方公務員に対しては地方公務員法、弁護士に対しては弁護士法及び弁護士職務基本規程が適用されることで、直接的ではないものの抑止する効果が期待できるが、「一私人」に対してはこれら規定による抑止も期待できない。なぜ、政策顧問と地方公務員又は弁護士が同じであるのか、法的根拠は不明である。

愛知県の見解

- 「情報管理を県において適切に行うことを想定していない。そうであればなお、法律関係を契約書の形式で明確に定め、情報管理を適切に行うべき義務を顧問に負わせなければならない。」という記述は、政策顧問がすでに準委任契約に基づく善管注意義務を負っている事実を無視したものである。
- 委任と準委任について、法律上の大差はなく、取引上の用語においても、委任と準委任とを区別しないのが実情であることを踏まえ、「敢えて」という表現を使用したのであり、政策顧問の役割である助言・提言が法律行為に該当しないことは一義的に明白で、準委任契約に該当することは明らかである。「委任か準委任かについて、敢えて区分しなければ準委任契約と言えない現状こそが問題である。」という記述は、民法上の規定や実情を無視した独自の見解によるものである。
- これまで、「委託契約の関係も認められない」という記述及び政策顧問の守秘義務がどのように担保されているのかという論点に対し、現状において、民法第 522 条、第 643 条、第 656 条を法的根拠に準委任契約が成立しており、政策顧問は、民法第 644 条、第 656 条を法的根拠に準委任契約に基づく善管注意義務を負っていることを説明してきただけであり、アドバイザー業務委託契約その他の契約を排除しているわけではない。その説明をもって「アドバイザー業務委託契約その他の契約が排除される理由も不明」という記述は、理解しがたい。
- また、契約は、意思表示、認識の一致で成立するものであるが、県と政策顧問との間で認識は一致しており、契約の成立・効力に疑問の余地はない。監査人が主張するアドバイザー業務委託契約の定義は定かでないが、通常はアドバイザー業務を委託する準委任契約であり、委任の一類型とみることが当然であって、要するに委任する業務がアドバイザー業務であるというだけに過ぎない。県としては、県と政策顧問との間で成立している準委任契約に基づき県政への助言・提言を行っても

報告書	愛知県の見解
	らっているものであり、助言・提言と表現するか、アドバイザーと表現するかの違いでしかなく、当該準委任契約とアドバイザー業務委託契約その他の契約との間に差異は無いと考えている。 ・ 政策顧問は、準委任契約に基づく善管注意義務を負っており（民法第 644 条、第 656 条）、政策顧問が善管注意義務に違反すれば、民法第 415 条に基づき、民事上の損害賠償責任などが発生する。法令において、情報の自己利用の抑止が図られる点は政策顧問も同様である。 ・ なお、準委任契約が成立する法的根拠（民法第 522 条、第 643 条、第 656 条）、準委任契約に基づく善管注意義務が成立する法的根拠（民法 644 条、第 656 条）、政策顧問が善管注意義務に違反した際に発生する民事上の損害賠償責任の法的根拠（民法第 415 条）は、3 月 7 日の意見交換の際に示しており、「これまでの意見交換会（【図表 1－1】参照）で一度も法的根拠が示されていない。」「なぜ、政策顧問と地方公務員又は弁護士が同じであるのか、法的根拠は不明である。」という記述は、民法上の規定や客観的な事実を無視したものである。また、準委任契約以外の契約でなければならない理由も不明である。

報告書	愛知県の見解
<上記指摘に関連する箇所> P42 ア 県と政策顧問の関係 県によると、政策顧問は特別職の地方公務員には該当せず（地方公務員法第3条第3項第3号参照）、事前に、顧問に対して就任の意向を確認した上で、委嘱状を出しているため、承諾書の提出は求めているが、準委任契約の善管注意義務を負っているとのことである。しかし、客観的に見て、県の職員としての立場もなければ、委託契約の関係も認められない（法第234条第5項、愛知県財務規則第127条参照）。 この点県は、「政策顧問に対して、事前に要綱を提示・説明した上で、意向を確認し就任を委嘱しているため、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則に基づき、委任契約は成立している」との認識である。しかし、委任契約と解する以外に方法がないという状態と、委任契約を締結してその契約に基づき職務を遂行するというこの間には、大きな隔たりがある。地方公共団体には、地方自治法により、契約について法令の定めが用意されている（法第二編第九章第六節、同施行令第二編第五章第六節）。そのため、委任契約と解する以外に方法がないからといって、委任契約が成立していると認めることはできない。何よりも、県が委任契約は成立していると認識しているだけでは、その契約の存在と内容を確定し、確認することができない。	・ 政策顧問に対して、事前に要綱を提示・説明した上で、意向を確認し就任を委嘱しているため、「契約は口頭でも成立する」という民法の大原則（民法第522条、第643条）に基づき、委任契約は成立しており、政策顧問は準委任契約に基づく善管注意義務（民法第644条、第656条）を負っている。委任契約締結の有無により、職務遂行に大きな差が生じるとは考えられない。 ・ また、政策顧問自身も守秘義務を負っていると認識しており、これまで、政策顧問による情報漏えいなどの問題が発生した事例もなく、業務上知り得た情報の秘匿など、情報管理は適切に行われている。 ・ 「委任契約と解する以外に方法がないという状態と、委任契約を締結してその契約に基づき職務を遂行するというこの間には、大きな隔たりがある。」、「委任契約と解する以外に方法がないからといって、委任契約が成立していると認めることはできない。」という記述は、独自の見解であり、法的根拠を無視したものである。 ・ 政策顧問に対して、事前に要綱を提示・説明した上で、意向を確認し就任を委嘱しており、委任契約が成立しているとの認識は県及び政策顧問とで共に一致している。また、政策顧問に求める職務を始め、契約の内容は要綱により確定している。政策顧問は、守備範囲を制度的に限定せず自由な立場で大所高所から助言・提言をしてもらう立場であり、「県政の様々な課題に対して専門的な立場から助言・提言を行う」ことが準委任の内容である。客観的な事実を無視した記述である。

報告書	愛知県の見解
P52 (2) 事業者選定委員会は意見聴取の場として整理する必要がある 【指摘】 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインでは、「(1) 運営事業の場合、実施方針に追加して記載する事項については、以下のものが挙げられる。⑩ 民間事業者の選定方法。なお、有識者等からなる審査委員会等に意見を聴く場合、その構成員については、実施方針策定後、募集要項又は入札説明書等においてできるだけ速やかに公表する」として、事業者選定委員会を、意見を聴く場として整理している。行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求めるに過ぎないものは附属機関ではないと考える本監査人の立場（前8(9)ア）からは、内閣府の同ガイドラインが想定する事業者選定委員会は、附属機関に該当しない。 そして、下記の事業者選定委員会（以下「各選定委員会」という）は、「優先交渉権者の決定に係る審査」（愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会設置要綱第2条（5））、「落札者の選定に関する検討」（愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業PFI事業者選定委員会設置要綱及び愛知県新体育館整備・運営等事業PFI事業者選定委員会設置要綱第2条）等を所管事務としている。 愛知県国際展示場運営等事業者選定委員会設置要綱 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業PFI事業者選定委員会設置要綱 愛知県新体育館整備・運営等事業PFI事業者選定委員会設置要綱 これに対して、愛知県PFI導入ガイドライン59頁民間事業者の選定に関する業務フローStep5には、「事業担当課は、事業者選定委員会を開催します。事業者選定委員会は、公平性、透明性、客観性を確保したうえで、落札者決定基準〔事業者選定基準〕に従い、落札者〔優先交渉権者〕を選定します。具体的には、応募者から提出された資料の分析・	・ 内閣府が作成する「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」において、民間事業者の選定に当たり「審査委員会を設けて意見を聴くことも一つの方法である」とされており、審査委員会では「民間事業者の選定に係る審査」を行うことが想定されている。 ・ また、同じく内閣府が作成する「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」においても、審査委員会は意見聴取の場とされており、審査委員会の審議事項として「提案審査（民間事業者の選定）」が位置付けられている。 ・ このように国が作成したガイドライン等では、審査委員会は、民間事業者の選定や審査を所管とした上で、意見聴取の場として整理されている。 ・ 愛知県PFI導入ガイドラインは、これらの国が作成するガイドライン等に則って作成しており、民間事業者の選定は、意見聴取の一環として実施しているものであることから、愛知県PFI導入ガイドラインの記載は附属機関条例主義に違反するものではない。 ・ よって、本文の記述は、愛知県PFI導入ガイドラインが、国のガイドライン等に則っていないと誤認させるものである。 ・ 愛知県PFI導入ガイドラインの表記を変更する必要があるという監査人の指摘は、理解しがたい。

報告書	愛知県の見解
整理を事務局である事業担当課が行った後で、各事業者選定委員に資料を提示・説明し、意見聴取を行います。必要に応じて、各委員の専門分野に応じた個別事項の審査検討を行った後、委員を招集した全体審査の場で総合的な評価を行い、民間事業者を選定します」と記載し、意見聴取に加えて全体審査の場で総合的な評価を行い、民間事業者を選定することを事業者選定委員会の所管として記載している。 「執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い調停を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりといった職務をする機関であり、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める場にとどまらないもの」は、法第138条の4第3項にいう附属機関であると解する本監査人の立場からは、愛知県PFI導入ガイドラインが想定する事業者選定委員会は、附属機関に該当すると言わざるを得ない。なお、民間事業者の選定に対する最終的な責任は県が負う旨の記載は当然のことであり、上記判断に影響しない。 このような同ガイドラインの記載は、要綱に基づき事業者選定委員会という附属機関を設置する内容であり、附属機関条例主義に違反する。 そこで、愛知県PFI導入ガイドライン40頁の「落札者〔優先交渉権者〕の選定」や50頁及び59頁の「民間事業者を選定」「民間事業者を選定します」といった表記を、「落札者〔優先交渉権者〕の選定に関する検討」「民間事業者の選定に関し検討」「民間事業者選定に関し検討します」などに変更する必要がある。	

報告書	愛知県の見解
＜上記指摘に関連する箇所＞ P47 県の政策顧問や委員会等が、附属機関に該当するか（附属機関該当性）の判断を、本監査人が下すに当たっては、最高裁判決が存在しないことが支障となるか問題となる。この点、否定的な見解もありうるが、本監査人は、最高裁の判決がない限り、包括外部監査人が法律を解釈し、解釈したところを事実に応用し、監査の結果を述べることはできないとは考えない。法第252条の31第2項は「外部監査人は、外部監査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない」としており、監査人は、自らの判断で監査することが求められている。その監査には法律を解釈適用する適法性監査も含まれている。よって、最高裁の判決が存在しないとの理由で、判断を避けることはしない。	・ 相互に異なる理解をする下級審の判決例や学説があり、最高裁判決例といった普遍性を有する基準がないという現状は、適法性を判断するための重要な要素が欠落している状況にある。 ・ このため、法令や規則違反として断定できる明確な根拠が無く、公平性を欠くものである。

報告書	愛知県の見解
P48 ア 本監査人が考える附属機関の定義 「附属機関」とは、執行機関が行政の執行権を有するに対して、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないものをいうと解する。したがって、当該機関の職務が県の意思決定過程に組み込まれていれば当然、仮に組み込まれていないとまではいえなくても、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い職務を行うものは附属機関である。そして、独任制、臨時的な機関も含まれる。 ただし、行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求めに過ぎないものや補助部局の職員のみで構成され執行機関を補助するにとどまるものは附属機関に該当しない。	・ 「イ 理由」以下で、法第138条の4第3項に規定する附属機関条例主義の適用範囲について、相互に異なる理解をする下級審の判決例や学説があり、これについての最高裁判決例といった普遍性を有する基準も存在していないことについて触れられておらず、名古屋高等裁判所令和5年12月20日判決をもとにした、監査人の独自の見解が示されていることは公平性を欠く。
P54 (3) 今後事業者選定委員に対し支出する場合は条例によることを検討されたい【意見】 今後も愛知県PFI導入ガイドラインが想定するような機関に意見聴取の場のみならず、民間事業者の選定を所管させる場合は、前述のとおりそのような事業者選定委員会は附属機関であり、その設置は要綱ではなく条例による必要がある。附属機関の構成員の職で臨時又は非常勤のものは、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の地方公務員に該当する。	・ 国が作成するガイドライン等では、審査委員会は、民間事業者の選定や審査を所管とした上で、あくまで、意見聴取の場として整理されている。 ・ 愛知県PFI導入ガイドラインは、国が作成するガイドライン等に則って作成しており、民間事業者の選定は、意見聴取の一環として実施しているものである。 ・ このため、愛知県PFI導入ガイドラインが想定する事業者選定委員会の委員は当然、地方公務員法上の特別職の地方公務員にも該当しないため、本文の記述は監査人の独自の見解によるものである。

報告書	愛知県の見解
第2 愛知県国際展示場（P56～102） P101 (9) 機構の組織形態について法人化を含む検討を早急に進めるべきである【意見】 P102 この点、県へのヒアリングにおいて、本機構だけでなく他の事業において実施してきた任意団体の活動において過去に問題が起きたことはない、機構を法人化する喫緊の必要性は低いとの説明がなされた。しかし、任意団体の活動において過去に問題が起きたことがないとの説明は結果論であり、機構に多額の損害賠償責任が生じた場合のリスクヘッジとして不十分である。 官民連携組織による需要創造促進業務は本事業の一つの大きな柱である。2019年8月30日から2035年3月31日までという事業期間のうち5年以上が経過し残存期間は10年余りとなっており、官民連携組織を法人化することによって、協定・契約の当事者性の不適格性は解消され、かつ、AICEC から独立した公正かつ適切な組織運営、財務の健全性、リスクヘッジにも資することから、機構の法人化も視野に入れ、持続可能で状況にふさわしい形態について、早急に検討する必要がある。	・ 機構がこれまで行っている契約行為は、補助金の交付や広告代行手数料を収受するといった機構にとってリスクの低い契約であり、監査人が指摘している多額の損害賠償責任が生じる契約ではなく、リスクヘッジは確保されている。 ・ 機構による契約行為が法に違反しているものではない。 ・ このため、「機構に多額の損害賠償責任が生じた場合のリスクヘッジとして不十分である」との記述は、理解しがたい。 ・ 運営権者の募集段階から実施契約書の要求水準書まで、任意団体も含めた組織形態の検討をしている。また当該団体はAICEC から独立し、公正かつ適切な組織運営を行っており、財務の不健全性も認められない。 ・ 機構を法人化し、持続的な運営をするために、必要不可欠となる安定的な収入や専門的な人材の確保が課題であり、経済性、効率性及び有効性の観点から現状では最適な運営形態として、任意団体としての活動を選択している。 ・ なお、法人化も含めて運営形態の検討は続けており、県が法人化の検討を進めていないかのような記述は、理解しがたい。

報告書	愛知県の見解
第3 STATION Ai (P103～171) P164 (5) スタートアップ向けの利用料半額補助は公益上の必要の有無を検討すべき【意見】 スタートアップ入居者向けの利用料半額補助については公益上の必要の有無を厳密に検討したうえ、資格設定に県の意向が反映できるようにすべきである。 イ スタートアップの登録審査基準 STATION Ai 株式会社が「スタートアップ審査基準」を作成し、県は、2024年3月29日にその提出を受けたとのことであるが、県としてのスタートアップの利用料半額補助の必要性について県としての具体的な審査基準は定立されていない。 このような指摘に対して県は、スタートアップの審査（目利き）に関しても県はPFI事業者はそのノウハウを期待しているものであり、県がスタートアップの事業の目利きを行う審査基準の定立は想定していないことから、当該意見は事実誤認であり不適切との考えであった。しかし、このような考えは、後述の補助金としての公益上の必要性判断を民間に委ねてしまうものであり、問題である。	・ STATION Ai 株式会社から「スタートアップ審査基準」の提出を受けた後、県はそれを承認しており、また、STATION Ai に入居するスタートアップに対しても、県が承認を行っている。 ・ このため、「公益上の必要性判断を民間に委ねてしまうものであり、問題である。」との記述は、県が公益上の必要性の判断に全く関与していないという誤解を与えるものであり、事実誤認による記述である。

報告書	愛知県の見解
P166 県において、県費を「補助」として支出することを導入検討するに当たって、地方自治法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当するかについて、上述のとおり「公益上必要がある場合」に該当すると当然に考えていたものの、条文の文言を指差し確認しながらの検討は行っていないとの説明だった。 よって、政策的支援を導入するに際して、地方自治法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当するかについて、条文に立ち返って検討すべきであった。	・ 公益上の必要性については、条文の趣旨を念頭に置きつつ、以下の①②といった背景や目的等を当然に踏まえて事業検討していることから、当該補助の公益上の必要性について何ら検討されていないといった誤った印象を与えるものであり、事実誤認による記述である。 ① スタートアップの集積を図り、本県の既存企業のモノづくり産業との連携・融合を図る（Aichi-Startup 戦略（2019年度改訂版）） ② 「スタートアップが実施する事業の強化を促進するため、資金力が脆弱であるスタートアップに対して事業者が行うオフィス賃料等に係る軽減策により生じる収入差額を県が負担する」（2020年11月補正予算の記者発表資料別冊）
第4 愛知県新体育館（P172～219） P189 政策顧問は、2020年4月から6月にかけて、県の担当者が作成した実施方針案及び要求水準書案について複数回修正するよう要望した。その後、県の担当者がこれらの案を複数回修正したこともあり、政策顧問は修正内容を了解した。2020年11月、政策顧問は県の担当者に、事業者選定の進め方について修正を要望した。 なお、ヒアリングによると、政策顧問は県に設置要綱に基づき「助言」をしたのであって、「要望」ではないものと県は認識しているという。しかし、「打ち合わせ状況（概要）」と題する書面には「助言」という文言はない。また、当該書面によると、政策顧問は県の担当者に「してほしい」と複数回述べた。このことから、「打ち合わせ状況（概要）」と題する書面においては、社会通念上、政策顧問は、県に「要望」をしていたものと判断される。	・ 政策顧問の発言は、県から相談した内容に関する助言・提言であり、その助言・提言を県で精査した上で事業に活かしている。政策顧問が県に要望した事実はない。 ・ 県からの相談内容について、それが明確な認識誤りや錯誤などであった場合には、それを改めるための助言として「してほしい」との言い回しをされたことはあるが、これは要望ではなく、その助言についても精査した上で事業に活かしており、事実誤認による記述である。

報告書	愛知県の見解
P213 (1) 政策顧問外 1 名が出席した法的根拠を議事録に記載すべきである【意見】 設置要綱第 6 条によれば事務局の立場では出席し得ないはずの前記政策顧問外 1 名を議事録の「事務局」という欄に記録することは、これら 2 名が出席した法的根拠を不可視化することになるから、社会通念上、審議の公正さが失われるおそれがある。 したがって、今後、県は事業者選定委員会に出席した者につき、出席した法的根拠を議事録に記載すべきである。	政策顧問外 1 名を議事録に事務局として記載したことについては、事務的な表記の誤りであり、県が意図的に出席の法的根拠を変更した事実はなく、また、政策顧問外 1 名に自ら発言したり、審査する権限がないため、審議の公正さが失われるおそれはなく、事実誤認による記述である。
P213 (2) 事業者選定委員会委員に応募者と利害関係がない旨を誓約させるべきである【意見】 県は、選定委員に応募者の名称を開示するのであれば、県は、審議の公正さを、より一層担保するために、選定委員全員に、自己及び所属法人と応募者の間に利害関係がない旨の誓約書を作成させることが望ましい。	事業者募集に当たっては、選定委員名を公表した上で、選定委員と利害関係がない企業であることを応募の条件としており、問題は生じない。事実誤認による記述である。

テーマ２：包括外部監査結果の対応状況について～措置不要又は改善中のものを中心に～

報告書	愛知県の見解
第２ 改善中のもの（P224～244） P242 (1) 債権を消滅させないまま不納欠損処分すべきではない【指摘】 この点県は、上記図表（【図表６－４】【図表６－６】【図表６－８】【図表６－１０】【図表６－１２】【図表６－１６】【図表６－２４】）に記載されている不納欠損処分類は消滅した債権に係る金額を含んだものである、また、不納欠損処分は、各債権ごとに債権管理の経過、債務者の状況等を踏まえ、将来的に回収可能性がないことを判断した上で行っており、「著しく不合理」との「指摘」には当たらないと主張する。 しかし、上記のうち、生活保護費返還金の一部、児童扶養手当返還金の一部、遺児手当返還金の一部などと記載されている債権は、同じ名称の債権の中に、性質の異なる債権が含まれており、消滅した債権に係る金額と消滅していない債権に係る金額が混在する。そして、その混在する額のうち、消滅していない債権に係る金額については簿外で管理し続ける必要がある。不納欠損処分する段階では、同じ名称の債権であっても債権ごとに経過や債務者の状況等を踏まえて個別に判断する必要があることはもちろんであるが、その混在する額のうち、消滅していない債権に係る金額を算出しようとすると、不納欠損処分した理由に遡らなければならない、複雑である。 二重帳簿を続け、簿外管理する債権額をさらに増加させる現在の取扱いは、透明さを欠き不明瞭だけでなく、複雑さを増すばかりであり、２０２２年度、２０２３年度はもちろん、今後もこのような方法を続けることは、著しく不合理であると言わざるを得ない。	・ 不納欠損処分する場合は、同じ名称の債権であっても債権毎に債権管理の経過や債務者の状況等を踏まえて個別に判断しており、債権管理は債権ごとに明確に区分し、適正に実施している。 ・ 不納欠損処分は、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示するために行われる会計上の内部的な整理手続である。 ・ 「その混在する額のうち、消滅していない債権に係る金額を算出しようとすると、不納欠損処分した理由に遡らなければならない、複雑である」及び「二重帳簿を続け、簿外管理する債権額をさらに増加させる現在の取扱いは、透明性を欠き不明瞭だけでなく、複雑さを増すばかり」との記述は、こうした事実を踏まえておらず、県の債権管理に問題があると誤認させるものであり、理解しがたい。

報告書	愛知県の見解
P243 (2) 債権管理条例の制定に向けた実例の積み重ねに早急に着手する必要がある【指摘】 上記(1)のような指摘をせざるを得ない原因は、債権管理条例が制定されないことに原因があり、債権管理条例の制定が必要である。 本監査人としても、2022報告の巻末に示したような債権管理条例を制定し、その条例には債権管理本部等を設置すべきことを併せて規定し、そのような機関において、きめ細やかな対応をすることが必要であると考え、千葉県のように、県議会の議決を経て債権放棄の実例を積み重ね、慎重に検討を進める必要があるというのであれば、早急に着手する必要がある。 この点県は、債権を不納欠損処分、債権放棄することの重要性に鑑み、基準をつくるために必要な調査、案の検討、外部有識者による公開ヒアリングなど手順を踏んで取組を進めている途中であるとする。しかし、県が2024年度中に策定するべく検討している債権放棄に関する基準案は、【図表6－30】のとおり2022報告で本監査人が提案した条例案とほぼ同様であり、同基準案の検討のために2年間を要する事務とは考えられない。また、2023年度又は2024年中に、議会の議決を経て債権放棄の実例を積み重ね慎重に検討を進めるべく、実例の積み重ねを開始することも可能であった。現在の進捗は著しく不適切である。	・ 上記(1)（債権を消滅させないまま不納欠損処分すべきではない【指摘】）が事実関係を踏まえていないことに加え、条例制定が唯一の改善策であるかのような誤った印象を与える記述であり、理解しがたい。 ・ 「現在の進捗は著しく不適切である」との記述は、県の債権を不納欠損処分、債権放棄することの重要性に鑑み、2022年度包括外部監査において意見を受けてから、必要な調査、案の検討、外部有識者による公開ヒアリングなど、真摯に取り組んできた経緯を踏まえておらず、県の取組に問題があると誤認させるものであり、理解しがたい。

報告書	愛知県の見解
第3 措置不要のもの（P245～259） P258 (6) 監査の結果を参考として措置を講じたときは公表すべきである【指摘】 県として一定の改善を図りつつも、監査の結果に記載されたとおりの内容でないことを理由に措置不要とされたものであった。このような場合であっても、監査の結果を参考として措置を講じたときは、法第252条の38第6項に従い、公表の対象とするべきである。	・ 法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、すべて監査委員に通知し、監査委員がその結果を公表している。しかし、報告書記載の事案は、監査の結果に基づかない措置を講じたため「措置不要」としたものである。したがって、そのような事案のものについてまで、「監査の結果を参考として措置を講じたもの」として「公表の対象とするべき」との記述は、理解しがたい。